平成 23 年度まちづくり懇談会会議録【町部地区】

日 時 平成23年7月27日 19:00~

会 場 市民集会所

参加者 80 人

市長からの「防災対策について」と題した説明のあと、参加者の皆さまとの懇談(質疑応答)に入りました。

(1)防災対策に関する意見交換

地区自治会からのご意見・ご質問

柳町自治会:要援護者の避難について

要援護者避難についてですが、 個別計画を作成し提出してあるが、その後の扱いについて特に指示を受けていない。 避難準備情報はいつ出すことを想定しているのか。 地震予知情報が出された時点で避難してよいのか。 柳町の避難先はどこか(避難先は予め指定されるのか) 要援護者の場合介護を必要とする方もいると思うが、避難介護先には介護をしてくれる職員が配置されるのか。 高度障害を持つ要援護者の家族が一緒に避難を希望した場合これを認めてよいかについてお願いします。

総務企画部長からの回答

個別計画の更新や管理については、民生委員児童委員さんを通じて市で管理しておりますので、必要に応じて民生委員児童委員さんにご相談ください。また、実際の避難については、避難支援者や各自主防災組織の支援体制によることとなりますので、自主防において要援護者の避難計画を基に要援護者を含めた防災訓練を実施するなど、要援護者が安心できる自主防災体制を確立していただきたいと思います。

東海地震は予知ができる地震とされており、「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」の3つの情報が発表されます。まず「東海地震に関連する調査情報」は、東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報です。定例と臨時の二つがあり、定例は毎月開催されている定例判定会で評価した調査結果を発表しているもので、防災対応は特に必要ありません。臨時は、観測データに通常と異なる変化があった場合、その変化原因の調査状況を発表します。特に避難を考える必要はなく、テ

レビ・ラジオなどで最新の情報を注意深く見守ってください。次に「東海地震注意情報」は、東海地震の前兆現象の可能性が高くなったときに発表されます。 避難の必要はなく、警戒宣言の発令に備え、非常持出品の確認、子供の引き取り、戸締りや火の用心など避難の準備をしてください。3つ目が御質問いただいた「東海地震予知情報」です。これは、東海地震発生の恐れがある場合の情報で、直ちに警戒宣言が発令されます。山・がけ崩れなどの危険が予想される避難対象地区に住んでいる方は、直ちに避難してください。避難対象地区ではないが、自宅などの耐震性に不安がある方は、家の外の安全な場所に避難してください。避難対象地区でなく、耐震性が確保されている方は、避難する必要はありませんので、家具が倒れてこない安全な部屋にいてください。(安全課)

要援護者の方々の福祉避難所としては、町部地区センター、潮海寺の(身体障害者施設)「光陽荘」、仲島の(特別養護老人ホーム)喜久の園、上平川の草笛の会の(知的障害者の入所施設)「かすが」、「菊川寮」、棚草の(身体障害者施設)「清松園」、高橋の(特別養護老人ホーム)「松秀園」の7ヶ所がございます。柳町につきましては、町部地区センター、潮海寺の「光陽荘」、仲島の「喜久の園」が考えられると思います。指定はありませんので近隣の福祉避難所への避難をお願いします。

被災後に、福祉避難所が開設された場合、介護施設(社会福祉法人)の職員の支援を受けることができるよう市と介護施設の間で応援協定を結んでいます。協定では、福祉避難所の場所の提供に加え、介助員等の派遣協力も締結しており、家庭で介護をする家族と連携をとり、避難生活を過ごしてもらいます。しかしながら、災害の程度により充分に介護施設の職員の支援を受けることができない場合もありますので、家族などによる介護も必要となってくることも考えられます。町部地区センターにつきましては、市職員、保健師等での対応をしますが、現在介護施設からの応援協定の締結も検討しています。

一般避難所ではなく、高齢者施設や障害者施設等の福祉避難所に避難する場合のことと思いますが、災害の状況や施設の受入態勢、その方の状態等によっては、ご家族の方の付き添いが配慮される場合もあると考えます。

柳町自治会再質問

防災計画地震対策の他の項目のところに「市は災害時、要援護者を避難させるため福祉避難所を確保するように努める。さらに福祉避難所を事前に指定し、広報する」とされています。23 年度からは従来からの町部地区センター以外に市の総合体育館を新たに指定し、さらにいくつかの福祉施設と協定して避難所として指定されたと聞いておりますが、増やしたということをどのように

広報されたのでしょうか。

私は前任の防災隊長から厚いファイルをいただきまして、その中を拾い読みして 23 年度から増やしたということを初めて知ったしだいです。ちなみに市のホームページに「避難所予定一覧」というのがありますが、これには 23 年度に増やしたというのは載っていません。

避難先の問題ですが、先ほど28名の要援護者が柳町にはいると申し上げましたが、この28名をどこに避難させたらよいのか。地区センター、あるいは福祉施設と書いてありますが、具体的にどこに避難させたらよいのかわかりませんでした。今日のプリントの回答には近くのところと書かれてあります。しかし、要援護者の中には、例えば酸素吸入が必要な方もおられるのではないかと思います。そういう方はどこでもいいというわけにはいかなくて、非常時の電源が確保されるような施設に当然避難させてあげなければ、万が一停電になったときには命に関わる、というようなことも想定されるわけです。ですから市の方としては全自治会から要援護者のリストがあがってきたと思いますので、原則的には近くの避難場所になるかと思いますが、内容一つ一つをみていただいて、この方はここだよ、この方はここだよと避難場所を特定する方がよいのではと感じます。

の問題です。避難準備情報はいつ出すことが想定されていますかという書き方をしましたが、要援護者の避難はいつから開始した方がよいのかという問題です。防災計画によりますと、「災害時要援護者、特に避難行動に時間を要する者に対し、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の伝達に努める」とあります。これは風水害を前提してのことだと思います。地震対策編では警戒宣言発令後でいいのかどうなのか、あるいはその前の段階で注意情報が出た段階で避難させてもいいのかさせるべきなのか。例えば地区センターが受入先になっていると、福祉関係なので受け入れ態勢が整っているのかいないのか。いなくてもとにかくそこに避難すればそこで待機していればよいのか。自主防災会としてはいつ避難を開始したらよいのか一定の基準をお示しいただけたらありがたい。

先ほど市長さんから話があったように福島の地震、あるいは原発の問題にからみまして、住民の不安、関心が大変高まっていると思います。ぜひこれを機にいろんな問題について話し合い、深めて、レベルをあげていくということがチャンスだと思います。私どもも協力していきたいと思います。以上です。

健康福祉部長

福祉避難所ですが、これまで町部地区センターが以前一箇所でした。それを

去年増やしましたが、総合体育館は入っていません。すみません。それ以外の介護施設等を増やしたわけですが、これについては6箇所増やしました。それがホームページにも広報等にも載っていない。これについては本当にお詫び申し上げます。これはこちらで確かにそう指定して、介護事業所に後援をお願いするような協定をしましたが、これについてのPRは積極的にしていきたいと思います。お願いします。

東海地震の予知については3つありまして、「東海地震に関連する調査情報」「東海地震注意情報」「東海地震予知情報」があります。福祉避難所、要援護者の方についても当然同じことです。福祉避難所については予知情報が出た段階ですぐに開設します。福祉避難所にいくか、一般の避難所でもいい場合もありますし、どこにいかなければいけないというのはありません。

そうはいっても大変な方もいますので、予知情報の前の段階、真ん中の注意 情報の段階でも市の方で準備します。本当に心配な方々はそういう状況によっ てはそういうところで開設することもありますが、そのときの情報によって決 めます。予知情報でないと開設しないといったことはありません。そのときの 注意情報あたりから市の方では準備していくことになっています。

柳町の避難先はどこかということですが、先ほどもお詫びしましたが、一般の避難所がありますが、それ以外については広報していませんでした。すみませんでした。実際に去年福祉避難所にしたところが、町部地区センターは今までもしていましたが、潮海寺の光陽荘、仲島の喜久の園、上平川の春日と菊川寮、棚草の清松園、高橋の特別養護老人ホームの松秀園です。特養については入っている人を追い出すのではなく、集会所等があります。そのようなところを避難所として使わせてもらう協定を結んでおります。

柳町については、町部地区センター、その近隣であれば光陽荘、喜久の園が考えられます。そういうところへの避難をお願いします。ただ 1500 人の個別計画ができています。1500 人の収容は7箇所では現在とても無理です。これから福祉避難所を増やすなりそういうことも考えていますが、普通の避難所にいく場合もあると思いますので、お宅の状況で考えていただきたいと思います。

会場からのご意見・ご質問

<u>柳町 男性</u>

今回の東日本大震災に関連して関東地方もかなり影響しました。その中で千葉県浦安市では海に近いものですから、埋立地でもあり、液状化現象が発生し

ました。海からかなり離れているのですが、内陸部のこの地域の液状化に伴う 影響は防災計画上ではどうなのか。

安全課長

東海地震についての想定になりますがよろしいでしょうか。今現在静岡県が出しております第三次被害想定というものがあります。これが今言われている被害想定の元になっているデータになります。今回言われている3連動になった場合に被害想定も幾分変わるかと思いますが、今現在の被害想定だけお知らせさせていただきます。

柳町地区については想定被害面積が 0.23km²となっています。このうち危険度中と大が全てです。 0.23km²の全てにおいて危険度の高い地域となっています。ただし液状化については地質であったり、地下の水分量であったり、砂が多く含まれていたりといったいろんな条件があるとは思います。そのことについてはこと細かく地質の調査をしていかないとわからない部分があります。

ただ NHK の番組でもやっていましたが、浦安地方におきましても地震の揺れが 1 分を超えると液状化が激しく起こると大学の先生も話していました。阪神の場合でも 1 分はいっていませんでした。今回の東日本大震災 M9.0 に伴う揺れの時間は約 3 分。そういった長い揺れに対すると液状化が起こると現在言われています。この地域が本当にこういう風になるとか、どういう状態になるかは明らかではないということです。危険度は中と大ということは認識いただければと思います。

企画政策課長

危険度が大ということは可能性が高いということでよいでしょうか。

安全課長

そういう判断をしてください。

宮前 男性

先ほどから地震対策の説明の中で3連動の話が出ました。地震防災対策を見直すと市長さんも言われていましたが、地震が3箇所、あるいは2箇所同時に起こった場合と、東南海がおきて1カ月後に東海地震が起きたとこの2つくらいのシミュレーションをたててそれぞれの対策が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。(3連動が一度に起こった場合と大きな地震が時期をずらして起きた場合などいつくかのパターンのシミュレーションが必要なのではないかという提案)

総務企画部長

現在、東北の地震に対する見直しがされるだろうということで、菊川市におきましてもそれに基づいた見直しをかけていきたいと思っていますが、そこの中では3連動のものは入ってこないのではないかと思います。

菊川市だけでシミュレーションができるかというのは非常に難しい問題かと 思いますが、菊川市からそういった情報があるということは県の方にも伝えた りして、そういうものが想定できるような、例えば市の中の西部地区の連絡協 議会というものがありますので、その中で話をした中で今後検討していきたい と思います。貴重な意見として伺わせていただきます。ありがとうございまし た。

四丁目 男性

先ほど浜岡原発の話がでたわけですが、某民放のテレビで、浜岡の場合は砂浜ということで、取水の塔が沖合にあるわけですが、あれがどうなったらどうするのかというレポーターの質問に対して、あれは基準で大丈夫になっているということだったが、原発の場合は冷やすことがとても大事ということで、水をとっていることがとれなくなったことの想定がしてあるのか、想定外でそれがだめになった場合の対応ができているのか、わかるようでしたら教えていただきたい。

<u>企画政</u>策課長

取水塔といいまして、浜岡原発の沖合に原子力発電所を冷やすための水をとる場所があります。手元に詳しい資料がないため、時間等ははっきりお答えできませんが、あの塔がだめになっても、今あるプールの中で何分間かは冷やし続ける水の量は確保できているという計算になっているそうです。

ただし、現在ではそれだけは十分ではないということで、新しく水を貯めておくタンクを今度の追加の安全対策の中でやられるということを聞いています。ただこれで十分かどうかというのは、これから福島の地震に対してどういうことがあったのかときっちり評価していただいた上で、この対策で大丈夫かどうかかと当然これから国の方で審査していただくことになるものですから、今の時点でこれがあれば大丈夫だということは私どもの方でも言えないと思っております。

ただご心配があるように、取水塔がだめになった場合でも 20 分以上は一応原子炉を冷やすために必要な海水は確保されていると説明では聞いております。

四丁目 男性

20 分ということは、福島でもそうですが冷やせなくなるとメルトダウンが起きる。止まっていればいいが、もし稼動した場合、20 分で十分と言えるのかどうかの問題があります。市としても浜岡の中部電力の方へもそういった対策がどうなっているのか今後質問していただきたいと思います。

企画政策課長

はい、わかりました。

柳町 男性

先ほど市長さんの話の中に、地震が起きても施設が確保されたかどうかが分かれ道だという趣旨の話がありました。

柳町には集会所がありますが、建築して23年くらいたっています。耐震診断というものをやっておりません。市の建物については耐震診断はたぶんすべてやられたと思いますけれども、自治会が持っている施設についても市の予算で耐震診断をやっていただきたい。その上で改築というか補強というかそういう工事が必要であるならば、財政的なご支援も含めましてご検討いただきたいと思います。よろしくお願いします。

生活環境部長

公会堂の耐震診断の形ですが、現在県の宝くじのコミュニティ事業というのがあるのですが、それには公会堂の新築の場合については補助があります。そういった形で今東海地震などが叫ばれているので、市といたしましても県の方に耐震診断の補助の要綱をつくっていただきたいということで、ここ数年お願いしているところでございます。

県の方でもどうするかという返事はないのですが、現状としてはそういう形になっていますのでよろしくお願いします。

その建物は56年以前、以降でしょうか。

柳町 男性

昭和53、4年ごろです。

生活環境部長

昭和56年以前の建物は耐震の対象になっておりますので、大丈夫だと思います。

(2)まちづくり全般に関する意見交換

地区自治会からのご意見・ご質問

町部地区 「まちづくりは人づくり」人・物・金の有意義な使い方を望む

現在 11 のコミュニティ協議会がある。しかし、その実体はそれぞれの地域で勝手に組織され、統一性のない協議会になっていないか。本来、コミュニティ協議会の発足は地域福祉の充足、あるいは社会教育の充実等「人の育成」が主眼であったはずです。そのため、各協議会の共通理念や目的が無く、地区自治会の隷属部隊か独自性が強すぎ、地区自治会とは別行動をとっているものもある。特に「金」の部分では 1 %交付金を取得するために事業を作る等、本末転倒の状況になっている。組織編成、つまり「物」としても、色々な形があり本来の目的・理念のためのものとはなっていない。

生涯学習推進員は、その核となり活動すべきだが、教育委員会の所管委員のため、お手伝い的になっていないか。既に大綱も意味をなさなくなっている今日、その名称を変更し、所管を本課に移し、コミュニティ推進員にしたらどうか。また、社会教育委員には、社会教育法は当然熟読させていると思うが、人づくりの指導者としてのアドバイザーとなって、理念追求に一役買っていただきたい。「金」については、1%交付金以外に地域推進費とか、人づくり事業費とかの名目で地域支援をお願いしたい。財政が厳しいことは分かるが、これからの「まちづくり」の先行投資と考えていただきたい。

社会福祉協議会では、地域福祉の充実を図ることを目標に、今それぞれの地区で懇談会を開催しています。これこそ本来コミュニティ協議会の目的であります。連携を強化し、過去現在社協に関っている方々の積極的協力・組織の共有化を図るべきだと思います。

行政の指導育成方法に誤りがあると思っています。本来の理念・目的を本当に理解し、指導者の育成支援をしていない。統一性をもった組織づくりに的確なアドバイスができていない。

以上、申し上げましたが、人づくりは大切なまちづくりの根元であります。 そのことを蔑ろにしてまちづくりはあり得ません。指導する側が一貫性を持ち、 自治会との接合性や地区自治会との位置関係等、誤った指導は早急に善処すべ きであります。 社会教育・社会体育についても、人づくりを考えた指導を実 施していただきたい。

生活環境部長

榑林自治会長には、町部地区のコミュニティ協議会の設立当時、地区自治会

長としてご尽力いただいた結果、現在は 11 地区の協議会のなかでも代表的な協議会の一つとなっていると感じております。 ありがとうございました。

そのようななかで、榑林自治会長さんは、町部地区のコミュニティ協議会の 設立から関わり合いをもっていただいておりますので、町部地区のコミュニティ協議会の組織や運営方法が分かっているなかでの、今回のご質問・ご提案か と思っております。

まず最初に、このコミュニティ協議会の活動をどうすればよいか、市民の皆様が検討をいただき策定しました、コミュニティ協議会の指針では、3 段階あると「指針」にうたわれております。1 段階目は、顔の見える地域社会を実現するためのイベント型。2 段階目は、地域社会で日常生活の課題を解決しようとする住民意識を高めるための課題発見型。最後の3 段階目は、自分たちの地域をどうするか?地域住民により地域のまちづくりを実現するためのまちづくり型としております。

この指針にうたわれているまちづくりを実現していただくために、市内11地区において、自治会長を中心に協議を重ねていただき、各地区の特徴を生かしたコミ協組織が設立されたと考えています。

しかしながら、いざ活動を始めますと、榑林自治会長からのご提案の中にもあるとおり、各地区のコミ協活動を通しての課題なども生じてきておりますので、昨年度初めて全地区のコミ協活動の内容や課題。また、問題点に関する意見交換の場として、コミ協の会長が出席する懇話会を開催しました。

成熟は、まだまだこれからだと思いますが、それぞれの協議会が抱える課題や問題について、様々な意見が出され、今後の課題解決のヒントになることが期待しておりますし、各地区にあった良い形を目指して検証され始めていると考えています。

今年度は、この懇話会に連合自治会の皆様にもご出席していただくなかで、意見交換をしてまいりたいと思っております。

今後、コミュニティ協議会が、指針にあります 3 段階目を目指してステップアップしていくためには、コミ協・自治会を始めとして生涯学習推進委員や社会教育委員等、地域の皆様が連携・協力して、地域づくりに取り組んでいくことが不可欠であります。私ども行政も、より良いコミュニティの活動・組織ができますよう、今後とも積極的に地域に入り、サポートをしてまいりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

町部地区会長 再質問

実はコミュニティ協議会という組織は、非常に今各地域でバランスがとれていないというか、一定の一つの共通理念がない中で各地区が実施されている。 そのために自治会とコミュニティ協議会との接合、いわゆる融和が非常に欠け てきている。ややもすると、どちらが上だとかどちらが下だとかとう話の中で推移されている。なおかつ行政諸君のコミュニティについての理解度が非常に低い。3年経ったり2年経ったりで異動しますからやむを得ない部分はあります。しかし、コミュニティをつくった経緯というのは地域社会をどう構築していくか、福祉生活をどうサポートしていくか。そこに根源があるわけです。そこを理解していないと説明の仕方として、1%交付金のことを皆さんは言います。これは手段です。1%交付金をうけるために、100万円もらいたいがために、事業をつくっていくそういったコミュニティが非常に多いんです。地域によっては争奪戦をやっているところもある。足りないから地域からお金をもらいます。そのお金をどうするの、わけっこするのですか。これが本当にコミュニティの在り方ですか。

私は「人づくり」ということで話をしています。地域づくりは人づくりなん です。ですから、社会教育委員の皆さん方もそうだし、社会体育を指導してい る方もそうだし、それから生涯学習というかたちで過去はやってきました。し かし、有名無実になっている委員さんもいるんです。そこを大胆にもう一回見 直しして、本当に必要なコミュニティ組織があるんだったら、住民だけに任せ るのではなくて、行政諸君もきちんと勉強して、どうコミュニティを作ってい くかこの菊川に。昔掛川市は「生涯学習宣言都市」と掲げました。菊川もやっ たらどうですか「コミュニティ先進都市」と。そういう形で人づくりをしてい ただきたい。「もの」は組織ですから地域に任せるなり、地域の皆さんと協議し ながらいろんな形の中でものを作っていけばいい。ただし「金」の問題があり ます。1%交付金だけではできません。ですから地域の皆さんは住民一人あた り 200 円、1戸あたり 200 円徴収しているところが非常に多いわけです。住民 に負担を強いているわけです。これが本当のコミュニティ協議会をつくってい る、つくろうとした行政主導型なんでしょう、本来この組織は。だったら行政 の方でもう少し手厚いお金の問題の考え方をしたほうが良いと思います。ない というのはわかっています。お金が少ないことも知っています。しかし、将来 のためだったら、先行投資をしてもいいではないでしょうか。そういう風に考 えて人づくりにはお金がかかるんだと。これはやはり行政の方も理解していた だきたい。

私たち自治会は行政の先端ということで行政の仕事も一生懸命やります。コミュニティは人づくりという形でやります。その二つがあわさってまちづくりになってくわけです。どちらがかけても困るということをやはり行政の皆さんも理解していただいてご指導していただく、そういう形をお願いしたい。

ありがとうございました。コミュニティ協議会それから自治会との関係の中で、今市が抱えている問題、今回のまちづくり懇談会においても他地区からコミュニティ協議会のご質問をいただいています。

本当にいろんな経験を交えてご意見、ご提案ありがとうございました。今いただいたご意見については担当の方で勉強させていただきます。

地区会長

追加で教育関連の要望という形で申し上げたいと思います。

一つは町部の体育館についてですが、非常に利用頻度が高いにも関わらず、 管理が非常にずさんです。

もう一つはスポーツ大学について。どうも内容をみると過去形なんです。現在進行形でもないし、未来形でもない。何のためにスポーツ大学という名前をうってやっているのか。だったら指導者の育成。だったらそこのことをきちんと考えたシミュレーションをかけてやってほしい。

もう一つは、私たちは菊川公園でグラウンドゴルフをやっています。いくとすごく荒れています。何も整備していない。誰が使ったんだと。タバコの吸殻がそこらじゅう、弁当の空き箱まであります。はなはだしいのはグラウンドの中がぐちゃぐちゃにスパイクのあとだらけです。

これにはやはり町民のものなのだ、住民のものなのだと使う側が認識すると同時に、管理する側としてもきちんとやったことについては指導していただきたい。よろしくお願いします。

宮前自治会:宮前自治会地内にある調整池の清掃について

宮前自治会地内にある調整池の清掃工事を市に依頼し、実施してくれたが、 市が関わっている市内の調整池の管理についてお聞きしたい。

市で管理に関わっている調整池は何箇所あるのか。

1箇所当りの清掃工事費用はどれくらいか。

清掃箇所の選定はどのように決めるのか。

調整池がある他の自治会からの清掃工事の要請はないのか。

<u>建設</u>経済部長

調整池についてのご質問ですが、市で管理に携わっている調整池は開発許可制度に伴うものを含め10箇所あります。

また、清掃費用については、調整池の規模や堆積土砂の量にもよりますが、1 ヶ所当たり25万円程度の経費が必要だと考えております。清掃箇所の選定にあ たっては、調整池内に堆積している土砂量等による安全性(緊急性)を考慮し て選定していますので必ずしも 2 ヶ所に限定されるものではなく、調整池の現 況に応じた、予算の範囲内での実施となります。

調整池は、地域を大雨から守り、排水を調整するために設置されるものであります。

雨水の流出を調整し、下流域を水害から保護するためには、河川の流域単位で雨水を管理して行く事が必要でありますので、寺田川流域、下前田川流域における流域状況調査、浸水特性の把握し、調整池の設置や家庭での雨水流出抑制施設の設置など浸水対策案の検討を予定しております。

宮前調整池については地形的な条件もありますが、今後も適切な管理が出来 るよう努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

宫前自治会再質問

年間2回という説明を担当の方から受けたんですが、今のご回答ですと2回とは限らないということなので、できれば1年に1回くらい宮前は清掃工事をやっていただきたいと思います。

先ほど逆流して雨水があふれたという質問をさしあげましたが、それについては調査していただけるというご回答ですので今後ともよろしくお願いします。

建設経済部長

お答えしましたように、現場の方については担当で見させていただきました。 年間複数回できれば一番いいのですが、市が管理しているところが現在 10 箇所 あります。場所によってはかなり土砂が堆積しているところがありますので、 そういう状況にあわせてチェックしながら、適宜対応させていただきたいと思 います。

会場からのご意見・ご質問はありませんでした。

(閉会 20:30)